

## 住宅用太陽光発電システム の設置費を補助します

### ■補助の対象者

自らが居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置する方（平成22年4月～平成23年3月に設置が完了する工事が対象です）

### ■補助金額

次の①、②のどちらか低い金額（千円未満は切り捨て）  
①システムを構成する太陽電池の最大出力値に、1キロワット当たり3万円を乗じて得た金額。ただし、最大出力値の上限は4キロワット（12万円）です。  
②設置に要した補助対象経費の5%の金額

### ■補助金の申請方法

次の順で、関係書類を市へ提出してください。

#### ① 予約申請

予約申請の受付は6月1日（火）～平成23年1月31日（月）。

#### ② 交付申請

設置工事完了後に提出。

#### ③ 請求

交付決定通知受領後に提出。  
※申請書等の様式は、市ホームページからダウンロードできます。

### ■その他

○設置したシステムを法定耐用年数の期間内に処分した場合は、補助金を返還していただく場合があります。  
○システム設置後、参考データの提供にご協力いただく場合があります。（2年間）

### ■問合せ

市庁舎本館商工労政課  
産業政策係  
TEL 0897-52-1220

## 合併処理浄化槽の設置費を補助します

### ■補助の対象者

公共下水道の認可区域外・集合処理区域外において、主に居住を目的とした住宅に合併処理浄化槽を設置する方、もしくは同区域外において、

くみ取り便槽や単独処理浄化槽（トイレの汚水のみ処理する浄化槽）から合併処理浄化槽に変更される方

### ■補助金の限度額

○5人槽 46万3000円  
○7人槽 61万5000円  
○10人槽 88万6000円

※補助基数は予算の範囲内での交付となりますので、設置を予定している方は、早

## 6月1日（火）～7日（月）は「水道週間」

## 水道に 寄せる信頼 飲む安心

水は命の源です。私たちの日常生活を支えるかけがえのない大切な資源です。これからも安全でおいしい水を安定的に確保できるよう一人ひとりが水の大切さを見直し、上手な使い方を心がけましょう。

### ●こまめな点検で漏水を早期に発見・修理しましょう！

漏水が発生した場合、漏水分の料金はお客様の負担となります。漏水の早期発見のため、月に1度は水道メーターなどを確認し、漏水していたら早めに修理しましょう。

※水道メーターは、メーターボックスの中にあります。メーターボックスは、官民境界から私有地側へおおむね1m以内に設置しています。

### ●漏水のチェック方法

水を使用していないときに、水道メーターのパイロットマークが回っていれば、漏水の可能性があります。



水を使っていないのに  
パイロットマークが  
回っていれば  
漏水の可能性あり！

漏水と思われるときは、すぐに西条市指定給水装置工事業者に修理を依頼してください（修理費用等はお客様負担となります）。

分からないことがあれば、担当課へお問い合わせください。

問合せ ○市庁舎本館水道業務課  
水道料金係 TEL0897-52-1584  
○各総合支所建設管理課  
上下水道係（東予）、水道係（丹原・小松）

### ■補助金の上限額

○5人槽 2万7000円  
○7人槽 3万4000円  
○10人槽 4万8000円

### ■上乗せの限度額

○5人槽 2万7000円  
○7人槽 3万4000円  
○10人槽 4万8000円

### ■問合せ

市庁舎別館環境衛生課  
衛生係  
TEL 0897-52-1461

## 有害鳥獣による被害の防除 費用を助成します

有害鳥獣による農作物、林産物等への被害を防止するため、電気牧柵機の設置などの防除費用を助成しています。

### ■助成の内容

次の購入費に対して2分の1以内を助成（限度額は1人につき年間5万円）

#### ① 電気牧柵機

② 防護柵（トタンでの防護柵は助成対象外）

### ■助成対象者

市内に住所と農地を有する農業者、権限に基づく権利を有する耕作者など

### ■問合せ

○市庁舎本館林業課 林政係  
TEL 0897-52-1504  
○各総合支所農林水産課  
林政漁政係（東予）  
農林水産係（丹原・小松）